

運航基準

平成29年11月29日

OSC株式会社

目次

第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

第1条 (目的)

この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

第2条 (発航の可否判断)

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
		10 m/s以上	3 m以上	300 m以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	10 m/s以上	波高	3 m以上
----	----------	----	-------

- 3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第3条 (基準航行の可否判断等)

船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が0m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

第4条 (入港の可否判断)

船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
発航地点付近		10 m/s以上	3 m以上	300 m以下

第4条の2 (運航の可否判断等の記録)

運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運行管理日誌に記録するものとする。運航中止基準の達した達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

第5条 (運航基準図等)

運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、潮（水）流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するため必要な事項

第6条 (基準経路)

基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

(例)

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年
第2基準経路	周辺海域の風向が北西～南西で風速が10m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

第7条（速力基準等）

速力基準は、次表のとおりとする。

海香丸

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.2 ノット	500 rpm
微速	4.5 ノット	700 rpm
半速	6 ノット	1,000 rpm
航海速力	8.2 ノット	1,500 rpm

ホエールシャーク

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2.0 ノット	800 rpm
微速	4.3 ノット	1,500 rpm
半速	6 ノット	2,500 rpm
航海速力	8.6 ノット	3,500 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

第8条（機器点検）

船長は入港着岸前、防波堤手前200m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

第9条（記録）

船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運行管理日誌に記録するものとする。